

令和3年度「公益的市民活動助成金」交付事業

あなたの市民活動 (地域づくり活動) を 応援します



.....
地域のために、何かやりたいけど
活動に必要なお金が・・・という
人も多いのではないのでしょうか。
.....
市内で公益的な市民活動をする
団体の活動を応援します。ぜひご
応募ください。
.....



用紙配布 事前相談

令和2年11月24日(火)から

- 申請用紙は女性センターの他、市ホームページからもダウンロードできます。
- 女性センターは土日・祝日も開所しています。(休所日/毎週水曜日)

募集期間

令和2年12月7日(月)
~12月25日(金)

対象事業

市民を対象とした公益的な市民活動事業

例えばこんな事業にも

- ▶通学路に花壇をつくって子どもたちの安全を守りたい。
- ▶遊びを通して子どもたちに豊かな人間性を育てたい。
- ▶みんなが集まるイベントで地域を活性化したい。



助成内容

団体が活動するために必要な経費を助成します。設立の時期によって、次の三つのコースがあります

初期
コース

【最高10万円を助成】
自立を支援

育成
コース

【最高5万円を助成】
自立・育成を支援

継続
コース

【最高5万円を助成】
継続した活動を支援

※詳しくは **裏面** をご覧ください。

■問い合わせ先

南足柄市役所 企画部市民協働課

〒250-0105 南足柄市関本 591-1 ヴェルミ3 3階女性センター内
※女性センターは土日・祝日も開所しています。(休所日/毎週水曜日)

電話 0465-73-8071(直通) FAX 0465-70-1832

メール kyoudoushienn@city.minamiashigara.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.city.minamiashigara.kanagawa.jp/kurashi/soudan/katudou/p03844.html>



「地域づくり交付金」助成事業(公益的市民活動助成事業)とは

公益的な市民活動を行う団体が、安定した活動を継続して行うことができるように、活動が軌道に乗るまでに必要な経費を助成する制度です。

助成事業の概要

●対象となる事業

・市民を対象とした公益的な市民活動であること。
例えば、福祉の増進を図る活動、環境の保全を図る活動、地域安全活動、経済活動の活性化を図る活動などです。
・令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に実施される活動であること。

●申請できる団体

・市内を主な活動拠点としていること。
・3人以上の市民(在学、在勤を含む。)が構成員になっていること。
・団体の設立目的、組織、代表者等に関する定めがあること。
・市から補助金、助成金その他の財政的な援助を受けていないこと。
・団体の構成員に暴力団員等が含まれていないこと。

●対象となる事業費

・活動を実施するために直接必要な経費とします。
例えば、講師謝礼、消耗品費、印刷製本費、研修費、備品購入費(初期コースのみ)などです。
* 人件費、管理費(事務所の賃借料、光熱水費等)、などの経費は対象になりません。

●スケジュール

用紙配付・事前相談	令和2年11月24日から
申請受付	令和2年12月7日から 12月25日まで
予備審査(書類選考)	令和3年2月 上旬
本審査(ヒアリング選考)	令和3年3月7日
事業認定・不認定通知(市)	令和3年3月 中旬
助成金交付申請(団体)	令和3年4月 上旬
助成金交付決定通知(市)	令和3年4月 上旬
助成金請求書提出(団体)	令和3年4月 上旬
助成金交付(市)	令和3年4月 下旬
事業完了報告(団体)	令和4年4月末日まで

事業の内容

種類	目的	事業要件	助成金額	回数制限
初期コース	公益的市民活動団体の自立を支援	令和2年4月1日以降に創設された活動	助成対象事業費から国、県その他の地方公共団体の補助金、交付金等を控除した額とし、10万円を限度	1活動1回限り
育成コース	公益的市民活動団体の自立・育成を支援	平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に創設された活動	助成対象事業費から国、県その他の地方公共団体の補助金、交付金等を控除した額とし、5万円を限度	1活動2回まで
継続コース	公益的市民活動団体の継続した活動を支援	平成30年3月31日までに創設された活動	助成対象事業費から国、県その他の地方公共団体の補助金、交付金等を控除した額の50%以内の額とし、5万円を限度	1活動3回まで

* 1年に1回しか申請することはできません。

申請方法

- 受付期間 令和2年12月7日(月)～12月25日(金)(水曜日は除く)
- 受付時間 午前8時30分～正午、午後1時～5時
- 受付場所 企画部市民協働課協働支援班(女性センター内) 南足柄市関本591-1
※女性センターは土日・祝日も開所しています。(休所日/毎週水曜)

審査選考

本事業の審査選考に当たっては、南足柄市市民活動推進委員会が、申請書類及びヒアリングに基づいて審査選考を行います。その結果を市長に報告し、市長が助成事業を認定します。

「公益的な市民活動」とは、誰に対しても開かれ、継続性があり、地域の課題や社会的問題等の解決のために取り組む、市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的としたものをいいます。